

第5章 今後の推進体制と進行管理

1 推進体制

(1) 計画の推進体制

食育の推進にあたっては、市民ひとり一人が主体的に取り組めるよう、家庭や保育園・幼稚園・学校や行政など地域における様々な関係機関・団体がそれぞれの特徴を活かしつつ、相互に連携・協働を図りながら総合的かつ計画的に推進していきます。

【推進体制のイメージ図】



(2)食育推進の役割

①市民・家庭

食育の推進には、市民一人ひとりが食への関心を高め、自ら食に関する正しい知識や情報を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することが重要です。

家庭は基本的な生活習慣を身につける上で大きな役割を担っています。家族で食卓を囲むことを基本に、食に関する正しい知識を身につける、食の楽しさを実感する、食文化を次世代に伝えるなど日常生活の中で食育を実践することが期待されます。

②地域

地域は市民生活の拠点です。地域での食を通じた交流や体験活動により、希薄になりつつある地域のつながりを図り、食を楽しむことを通して子どもから高齢者まで食育を主体的に進めていくことが期待されます。

③保育園・幼稚園、教育関係

保育園・幼稚園、教育関係は、子どもの健全な食生活の形成と豊かな人間性を育む上で重要な役割を果たしています。子ども達が給食やさまざまな体験を通して食の大切さや楽しさを学ぶことができるよう、保育及び教育の一環として位置づけ、家庭や地域と連携して食育を推進していくよう努めます。

④生産者・食品関連事業者

生産者、食品関連事業者においては、食育推進という視点を積極的に取り入れ、食材の安全・安心な提供や地産地消の推進を図ります。また、学校や地域、行政等の取り組みの参加や、食品の生産活動を通じて食の大切さを伝える機会の提供により、地域の食の基盤づくりに協力するよう努めます。

⑤NPO・ボランティア団体

NPO やボランティア団体は、それぞれの特性を活かし、食育をはじめとする活動に取り組んでいます。食育の視点を持つことで関係諸団体や学校、行政と連携を図っていくことが期待されます。

⑥医療機関

医療機関においては、食育の一環として乳幼児の発育・発達、生活習慣病予防、歯と口の健康づくり等、専門的な立場から正しい知識の助言による食育活動への支援が期待されます。

⑦行政（市）

行政は、市民ひとり一人が食育に取り組めるよう継続した普及・啓発を行うとともに、庁内関係部課である教育、福祉、保健、農水産、環境と関係機関・団体等がそれぞれの分野における役割と取り組みが展開されるようネットワークを強化し、総合的かつ計画的に推進します。

2 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理については、「市川市食育推進関係機関連絡会」や「庁内食育関係課会議」において、進捗状況や施策の実施状況について確認や改善に向けた検討を行い、効果的に推進できるよう進行管理を行ってまいります。

また、市民アンケートや事業調査、関連する各計画をもとに評価を行います。

○市川市食育推進関係機関連絡会

食育に関する関係機関・団体で構成される「市川市食育推進関係機関連絡会」を開催し、それぞれの立場から取り組みを進めるとともに、各分野の視点に基づくご意見をいただきながら検討を行い、施策や取り組みに反映していきます。

医師会、歯科医師会、学識経験者、教育関係、福祉関係、農水産関係、経済関係、消費者関係、食文化関係、NPO・ボランティア関係、市川健康福祉センター

○庁内食育関係課会議

庁内関係部課による「食育関係課会議」では、国や県の取り組みと連動した普及啓発や情報の共有を図るとともに、本計画の目標に対する進捗状況を把握し、定期的に課題と方策を検討し、食育を計画的、継続的に推進します。

経済部 農業振興課、行徳支所 臨海整備課、環境部 生活環境整備課
こども政策部 こども施設運営課、学校教育部 保健体育課、保健部 健康支援課